

東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報等の取組

令和 8 年 7 月 3 日

【背景】

- 東電原発事故の損害賠償請求権の時効については、平成 25 年の時効特例法で「損害及び加害者を知った時から 10 年」とされ、民法の規定である 3 年から延長されているところ、令和 3 年 3 月に発災日から 10 年を迎えるに当たって再度の延長は行わず、賠償請求を促す広報の強化等によって早期の賠償実現につなげていくこととした。
- 発災から 15 年となる現在においても、地元自治体等からは ADR センターの和解仲介手続等の原子力損害賠償制度の周知について要望が寄せられている。また令和 7 年 8 月の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、文部科学大臣より ADR センターの周知活動に引き続き積極的に取り組む旨発言している。
- 上記の経緯も踏まえ、国と関係機関が連携して早期の損害賠償請求を促すための広報活動を実施し、必要な情報を周知している。

※ADR センターの広報等の取組は資料 3 も参照。

※東京電力における広報等の取組は資料 1 も参照。

【令和 7 年度実施施策】

①賠償請求に関するお問合わせ窓口を紹介する動画の制作・放映

(i) テレビ CM

- 期間 : 令和 8 年 2 月 2 日～ 3 月 15 日
- 本数 : 約 210 本
- 放送局は以下のとおり :
福島県内の民放 4 局 (福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島)

(ii) トレインチャンネル

- 期間 : 令和 8 年 2 月 2 日～ 2 月 15 日
 - 出稿先路線 : JR 常磐線、JR 埼京線
 - 放映頻度 : 約 25 分に 1 回 (※)
- ※10 両編成の電車の場合、1 両あたり 8 面の画面があるため、同時に 80 回放映される。

(iii) YouTube 広告

- 期間 : 令和 8 年 2 月 2 日～ 3 月 15 日
- 総表示回数 : 約 217 万回 (視聴回数は約 136 万回)

●対象地域：福島県、茨城県、埼玉県

※広告出稿期間終了後も、文部科学省の YouTube チャンネルで引き続き動画を公開している。

②バナー広告の出稿

●期間：令和 8 年 2 月 2 日～3 月 15 日

●総表示回数：約 522 万回

●対象地域：福島県、茨城県、埼玉県

③原子力損害賠償に関するチラシの改訂・配布

●期間：令和 8 年 2 月～3 月（自治体の 3 月号広報誌への折り込みを含む）

●部数：約 103,300 部

●配布先は以下の通り

- (i) 自治体（福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村、南相馬市、川内村、楢葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市）
- (ii) 商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、漁業協同組合連合会、市長会、町村会（福島県と連携）
- (iii) 避難者支援団体等（生活再建支援拠点（26 拠点）、みんぷく（3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会）など）
- (iv) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）、法テラス、復興庁福島復興局等 関係機関
- (v) 全都道府県の弁護士会、司法書士会（日本弁護士会、福島県司法書士会と連携）

【令和 8 年度の広報施策の方針案】

○令和 7 年度 of 取組に係る効果測定では、「（自分が当事者であれば）賠償請求について改めて確認してみたいと感じる」等の評価が得られているとともに、広報を集中して実施してきた期間においては、原子力損害賠償広報サイトの表示数も大幅に増加する等行動変容の効果が一定あったと考えられることから、引き続き類似の広報は実施する。

○その上で、今年度においては、次の段階として、広告を見た方が NDF への相談や ADR センターへの申立てといった具体的な行動につなげられるよう、広報物のメッセージや形式の工夫等を図る。

○あわせて、NDF や ADR センターが「具体的に何をしている組織なのか分からない」という意見が依然として一定数あることも踏まえ、両機関の役割や利用方法について、より一層具体的に認知してもらえるような広報施策の検討も行う。

これまでの広報資料（※令和7年度に実施済のものを掲載）

賠償請求に関するお問い合わせ窓口を紹介する動画の制作

①テレビCMの放映（イメージ）



対象地域：福島県
 放映期間：令和8年2月2日～3月15日
 本数：約210本

②トレインチャンネルでの広報動画放映



対象路線：JR常磐線、JR埼京線
 放映期間：令和8年2月2日～2月15日
 放映頻度：約25分に1回

③YouTube広告への出稿（イメージ）



対象地域：福島県、茨城県、埼玉県
 放映期間：令和8年2月2日～3月15日
 表示回数：約217万回

ウェブバナー広告の出稿・掲載（イメージ）



掲載期間：令和8年2月2日～3月15日
 表示回数：約522万回
 対象地域：福島県、茨城県、埼玉県

原子力損害賠償に関するチラシの配布



（表面）
 期 間：令和8年2月～3月
 部 数：103,300部
 配布先：福島県内自治体、関係機関、全国の司法書士会、弁護士会等へ配布

（裏面）